

令和3年12月 井手町

# 12月定例会会議録

井手町議会

# 令和3年12月井手町議会定例会会議録目次

## 第 1 号（12月10日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
一般質問	6
中坊 陽議員	6
1 人口減少対策のための住宅開発について	
2 道の駅「(仮称)いで」での特産品販売について	
岡田久雄議員	9
1 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種及び本町における諸行事の再開について	
2 防災リーダー（防災士）養成等支援事業の導入及び防災訓練の再開について	
3 国道24号城陽井手木津川バイパスについて	
脇本尚憲議員	15
1 新庁舎建設後の住民に対する利便性向上のための取組	
2 孤立・孤独問題と対策	
谷田みさお議員	19
1 新型コロナウイルス感染予防対策について	
2 栢ノ木遺跡の保存について	
3 町立保育所の再編について	
奥田俊夫議員	28
1 カーブミラーや道路標示について	
2 公園整備について	

木村武壽議員	3 1
1 新型コロナウイルスの第6波に備えて	
2 水管橋の管理について	
谷田利一議員	3 5
1 消防団員の処遇について	
2 行政改革について	
議案第46号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 の件	3 9
議案第47号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第5回）	4 2
議案第48号 令和3年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第1回）	5 2
散会	5 5
署名議員	5 6

## 第 2 号（12月17日）

応招・不応招議員	5 7
出席・欠席議員	5 7
出席事務局職員	5 7
出席説明員	5 7
議事日程	5 9
開会	6 0
会議録署名議員の指名	6 0
議案第49号 令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 （第2回）	6 0
議案第50号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第6回）	6 2
発委第 1号 井手町議会基本条例について	6 8
発議第 3号 府立高校生の1人1台のタブレット端末に公費の導 入を求める意見書	7 0
議員派遣の件	7 2
閉会中の継続調査の申出について	7 2
閉会	7 3
署名議員	7 4

第 1 号（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和3年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和3年12月10日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年12月10日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年12月10日午後 2時11分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

7番	丸山	久志	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久  
企 画 財 政 課 長 花木 秀章  
保 健 医 療 課 長 中谷 誠  
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭  
社 会 教 育 課 長 ・ 中坊 玲子  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄  
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也  
住 民 福 祉 課 長 野崎 裕美  
保健センター所長・ 畑中 博之  
地域包括支援センター所長兼務  
上 下 水 道 課 参 事 仁木 崇

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 令和3年12月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

令和3年12月10日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第46号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第47号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第7 議案第48号 令和3年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

## 議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

ただいまから令和3年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会  
議を開きます。

本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案につつま  
して慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお  
願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、丸山久志  
議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月24日までの15日間に  
したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12  
月24日までの15日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正の件1件、令和  
3年度補正予算3件、合計4件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ  
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ  
を許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位にお  
かれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠  
にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して  
いるところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日に全ての緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が解除さ  
れて以降、新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に落ち着きを見せて



おり、段階的に経済活動の制限も解除されてきたところであります。

一方、11月下旬に南アフリカなどで確認された新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株は連日、世界各地で新規感染者が確認されるなど、非常に強い感染力が指摘されており、今後の世界的な感染拡大が懸念されております。現時点では、まだオミクロン株の特性が十分に判明しておらず、今後の感染状況が危惧されているところであり、大変心配しておりますが、本町といたしましては、引き続き、国や京都府と連携しながら、感染拡大防止に向けた取組を進めるなど、気を引き締めてまいらなければならないと思っております。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しておりませんでした。私の基本姿勢であります「町の主人公は住民」との認識の下、町長に就任した翌年の平成28年から実施しておりました各種団体との懇談会を12月中旬に開催する予定をいたしておりまして、これら住民から頂いた多くの貴重なご意見やご要望を今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第46号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件ほか、3件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第46号は、出産育児一時金等の見直しに伴う条例の一部改正であります。

議案第47号は、令和3年度一般会計の補正でありまして、補正総額2億4,955万5,000円の増で、補正後の一般会計予算は58億5,800万2,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、職員等駐車場整備の追加費用として500万円、まちづくり協議会が実施される事業の補助に43万円それぞれ計上いたしますとともに、ご寄附を頂きましたので、その趣旨に沿いまして、ふるさと応援基金に95万9,000円計上いたしております。

次に民生関係では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、高校生までの子どもがいる世帯に対し給付金を支給する子育て世帯臨時特別給付金に4,270万円、事業の精算等による返還金等に24万9,000円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係では、新型コロナウイルス感染症により自宅で療養される方や濃厚接触者となり自宅待機を求められた方に対し、食料等の生活支援物資を届けることにより、自宅での療養や生活の維持を支援する新型コロナ感染症自宅療養者等支援事業に60万円、新型コロナウイルスワクチンの追加接種等の費用に3,250万円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係では、新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な米価の価格下落により、特に影響を受けた米生産者への支援として、米生産者に給付金を支給する井手町米生産者応援事業に60万円計上いたしております。

次に土木関係では、老朽化している多賀地区町営住宅建替事業に1億1,500万円計上いたしております。

次に消防関係では、防災広場整備の追加費用として500万円計上いたしております。

次に教育関係では、IDEゆうゆうスポーツクラブが開催される事業の補助に29万1,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国庫支出金1億3,378万3,000円、寄附金95万9,000円、繰入金6,631万3,000円、町債390万円計上いたしております。

議案第48号及び議案第49号は、いずれも令和3年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から10月、11月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 8番、中坊 陽です。

大きく二つの項目について、一般質問を行います。

一つ目として、人口減少対策のための住宅開発についてお伺いします。

現在、本町が抱える大きな課題は、人口減少問題であります。令和2年3月定例会の一般質問で、国道24号城陽井手木津川バイパスの完成を起爆剤とする本町の新たな発展のための土地利用についてお聞きしたところ、町が検討を進めている国道バイパスへのアクセス道路の進捗状況等も勘案しながら、バイパス沿線の丘陵部を若い世代の居住を促進する住宅地として土地利用を検討していきたい、との答弁があったところです。

また、その後、令和3年3月に策定された第5次井手町総合計画においても、人口減少問題の解決策として、バイパス沿線を中心に開発適地の拡大を図るなど、令和15年度までに住宅300戸を創出するべく、新興住宅地の開発誘導や空き家の利活用を含めた定住促進策や子育て支援策を展開する、といった記載があります。

つい最近も、井手町で家を建てたくても、なかなか建てられる土地がない、という若者の切実な声を聞きました。

そこで、本町における、人口減少対策のための住宅開発計画の進捗状況と今後の具体的な進め方について、また、来年度予算の中で関連事業が計上される予定なのか、お聞きします。

2番目として、道の駅「(仮称)いで」での特産品販売についてお聞きします。今後整備される道の駅での特産品販売の取組は、必ず井手町の食文化や地域資源の掘り起こしにつながるものと考えます。令和3年3月定例会の一般質問で、道の駅の特徴や開業に向けた準備状況についてお聞きしたところ、都市部にはない本町の豊かな自然や新鮮な農産物、特産品など、様々な魅力を発信する交流拠点として位置づけるとともに、提供する商品等については、学識経験者、商工会、JA井手町支店、個人事業主、まちづくり団体等で構成する井手町道の駅開設準備検討会において検討を重ね、令和3年度をめどに販売予定の特産品等を取りまとめるとの答弁があったところです。

また、本年10月に開催された全員協議会でも、地方創生交付金を活用した観光推進事業の取組の中で、町、専門的な人材、商工会青年部、食に関す

る事業者といった多種多様なメンバーの連携によって、道の駅での特産品開発に向けて可能性を探ったとの報告を受けたところです。

そこで、本町での特産品開発の進捗状況と今後の展開についてお聞きします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の人口減少対策のための住宅開発についてであります。住宅開発計画の進捗状況と今後の具体的な進め方につきましては、井手町都市計画マスタープランにおいて、バイパス沿線の丘陵地を若い世代の居住を促進する住宅地としての土地利用を検討するとしているところであります。現在のところ、具体的な位置まで選定をしておりますが、住宅開発を行うには道路が必要不可欠であると考えられることから、国が進める国道バイパス及び町が進めるアクセス道路整備の進捗を見ながら、農地の利用状況等も勘案し、場所や時期などを総合的に検討していきたいと考えております。

関連事業につきましては、快適で安全な住宅を提供するための多賀地区町営住宅建替事業のほか、国道バイパスの機能を最大限生かすための市街地とバイパスとを結ぶアクセス道路整備などを引き続き進めることとしております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 藤岡地域創生推進室長。

理事（藤岡 栄） 2点目の道の駅「(仮称)いで」での特産品販売についてであります。令和2年度に、お茶の京都DMOの協力を得て、タケノコの天ぷらや井手じゃん麺、かしわのすき焼きなど、本町独自の食について調査を行うとともに、道の駅的施設開設準備検討会において、道の駅のコンセプトの検討と併せて、本町の貴重な地域資源である玉川の桜やヤマブキ、さらには歴史、文化を踏まえた道の駅における販売商品のアイデア等について、ご提案を頂いたところであります。また、今年度の11月からは、道の駅において特産品の出品を考えておられる事業者や、ふるさと納税の返礼品の登録にご協力を頂ける事業者を対象に、参加者自身による食に関する新商品や

その試作品づくり、または既存商品の改良、さらにはデザインや包装へのアドバイスなどを専門家の指導により行うワークショップを開催しております。今までに、桜やタケノコなどの地元産品を素材とした試作品を参加者が持ち寄り、専門家の指導を受け、熱心に取り組まれているところであり、年度内には専門家によるオンラインでの個別指導や、道の駅「お茶の京都みなみやましる村」の協力による現地での試作品の試食会を予定しているところでもあります。

今年度は、ふるさと納税の返礼品を含めた優れた特産品が多く生まれるよう、専門家の指導や助言も得ながら開発を進めるとともに、次年度以降も新たな参加者を募りつつ、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 1番目の質問について、要望として言っておきますけども、農業者との協議も必要だというような答弁がありましたけれども、この際、耕地整理をするなり、残った農地をより有効活用できるような施策も併せて検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の3点につきまして、一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種及び本町における諸行事の再開について質問いたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種が進んだこともあり、国内の新規感染者数は急速に減少していますが、海外の研究では、時間の経過とともに感染予防の効果が低下すると報告されています。効果の持続に向け、政府は2回接種を完了した全ての希望者に3回目の追加接種を行う方針で、10月29日には厚生労働省が、日程に関して専門家による分科会の議論を踏まえた内容の事務連絡を出しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で2年余り中止されている本町にお

ける諸行事についても、ウィズコロナ時代を考慮して、感染防止策を十分取りながら、徐々に再開する必要があると考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①厚生労働省からの通知を踏まえ、本町における3回目の接種希望者への周知方法、対象者、接種予定のワクチンの種類、接種時期、接種の順番、接種場所（介護施設等での接種）についてお聞きします。

②初めて接種を希望される12歳以上の対象者への接種は、今後どのように対応されるのか。また、その方の3回目接種までのスケジュールについてお聞きします。

③新型コロナウイルスの感染拡大で、2年余り本町における諸行事が中止されています。徐々に再開に向けて動き出す必要があると思いますが、どのような条件等が整えば再開を考慮してもらえるのか、お聞きいたします。

次に、「防災リーダー（防災士）養成等支援事業」の導入及び防災訓練の再開について質問します。

一たび災害が発生すれば、救援救助、安否確認、避難所開設や運営、災害時要配慮者への対応等、様々な対応が求められます。こうした災害時に活躍するとともに、災害発生前の地域防災の担い手として注目されているのが防災士です。防災士制度が検討されるようになった背景には、1995年の阪神・淡路大震災の教訓があります。現在、全国的に自主防災組織の活性化を図るため、その核となる防災リーダーの養成が急務との観点から、防災士の資格取得を応援する「防災リーダー（防災士）養成等支援事業」によって費用助成を行う自治体が増えてきています。

そこで、次のことについて質問します。

①本町の自主防災組織は各区に設置されているのか。また、ソフト面、ハード面において、現在、町からどのような支援を受けているのかお聞きします。

②近隣市町村での「防災リーダー（防災士）養成等支援事業」への取組状況と助成内容、また、本町における「防災リーダー（防災士）養成等支援事業」導入の考えについてお聞きします。

③今後ウィズコロナ時代を考えた防災訓練、避難所開設や要配慮者等への対応など、より実践的な防災訓練も必要と考えます。あわせて、中止されている本町の防災訓練の再開についての考えをお聞きします。

次に、国道24号城陽井手木津川バイパスについて質問します。

国道24号城陽井手木津川バイパスは、京都府南部木津川右岸地域の国道24号における交通混雑の緩和及び交通安全の確保、また災害時の道路ネットワーク強化を図り、地域振興の支援を目的とする延長11.2キロメートルの道路整備事業であります。国において2019年度予算が成立し、本道路の新規事業化が正式に決定されており、既に通過ルートも公表されています。

そこで、次のことについて質問します。

①国道24号城陽井手木津川バイパスの測量、用地取得、建設工事着工等、現在の進捗状況についてお聞きします。

②井手町新庁舎建設時に間に合うよう、庁舎に面する部分のバイパス道路は先行工事が行われるのかお聞きします。

③バイパスが完成するのはいつ頃になる見通しか、お聞きします。

④バイパスにつながる本町の町道整備の現在の進捗状況についてお聞きします。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種及び本町における諸行事の再開についてであります。一つ目の本町における3回目接種の接種希望者への周知方法等につきましては、3回目接種、いわゆる追加接種は、現時点における国の方針では、2回目接種後8か月を経過した18歳以上の方が対象となっており、接種を希望される方に対し、その時期に速やかに追加接種ができるよう、接種時期の1か月半から2か月程度前に接種券を順次発送し案内するとともに、町広報やホームページ等でも周知する予定であります。なお、今後国が示す接種時期等に変更が生じた場合は、関係機関と十分調整を図りながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

接種場所につきましては、原則2回目接種を行っていただいた場所での接種を予定しております。

今年の12月から来年1月の間に追加接種となる医療従事者の方や高齢者

施設等に入所されている方等につきましては、既に接種券を送付済みであり、各医療機関、高齢者施設等において接種となる予定であります。2回目接種を本年の5月末以降に各小学校、個別医療機関で受けられた高齢者の方につきましては、追加接種を令和4年1月末から開始予定であり、集団接種につきましては8か月経過直後の土曜、日曜に、個別接種につきましても同様に8か月経過直後の週をめどに接種できるよう、接種券を今月中旬から順次発送し、同封のはがきで接種希望を回答いただき、日時等のご案内をしたいと考えております。

日程等でご都合の悪い方の対応につきましては、初回接種と同様に、コールセンターにおいて個別に調整させていただくとともに、小学校での集団接種につきましては、冬の時期でもありますので、感染対策を行いながら、ストーブ等で寒さ対策を行う等、十分に配慮した対応を進めたいと考えております。

64歳未満の方につきましても、以降順次接種券を発送し、接種日時等をお知らせいたします。

使用するワクチンについては、府にファイザー社製のワクチンの配分を要請しており、現在2箱、2,340回分の配分が決定しているところであります。

二つ目の初めて接種を希望される12歳以上の対象者への対応及び3回目接種までのスケジュールにつきましては、国が定める新型コロナウイルスワクチンの接種期間が追加接種の実施により令和4年9月30日まで延長されましたので、それまでの間は1回目、2回目の接種も可能となっております。追加接種については、18歳未満の方は対象外となっていることから、対象となる18歳以上の方につきましては、1月末までに2回目の接種をされますと9月30日までに3回目接種が可能となりますので、接種を希望される方は、できる限り早く申出を頂くよう周知してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 三つ目の諸行事において、どのような条件等が整えば再開を考えているのかにつきましては、これまでの間、本町の行事や会議、貸館等業務については、まん延防止措置や緊急事態宣言などの発出や解除の際、京都府の対策や周辺自治体の対応等を確認しながら、本町の新型コロナウイ



ルス感染症対策本部会議にて中止や利用制限等について決定してきたところ  
であります。現在のところ、諸行事の再開に当たっての条件としては、今後、  
国や京都府、周辺自治体の状況も注視しつつ、感染状況を勘案しながら、そ  
れぞれの行事や各施設において十分な感染対策ができるかどうか、また、行  
事の主催者や各施設の利用者においても十分に感染対策が可能かどうかも確  
認しながら、本町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて適切に判断  
してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「防災リーダー（防災士）養成等の支援事業」の導入及び  
防災訓練の再開についてであります。一つ目の自主防災組織の各区の設置  
状況、町からの支援につきましては、全ての区にそれぞれ自主防災組織が設  
置されております。また、これまでから各区で実施される自主防災組織の防  
災訓練において、ハード面では、炊き出し訓練のための非常食の提供をはじ  
め、各種資機材の貸出しはもとより、ソフト面では、職員も参加し、防災・  
減災のための説明や訓練開始の目安となる災害情報の発信をするなど、消防  
団、井手分署とも連携しながら参画しております。

二つ目の近隣市町での「防災リーダー養成等支援事業」への取組状況と助  
成内容、また本町における当該事業の導入の考え方につきましては、宇城久、  
綴喜、相楽地域の12市町村において、「防災リーダー養成等支援事業」を実  
施しているのは5団体であり、対象人数や上限額など一定の条件の下、防災  
士の資格を取得するための受講料について、城陽市、久御山町では2分の1  
を、京田辺市、宇治田原町では全額を補助されており、木津川市では防災士  
養成講座を実施されている状況であります。

なお、本町におきましては、現在のところ、地域の防災活動については、  
自主防災組織や消防団が中心となり活動していただいております。「防災リ  
ーダー養成等支援事業」につきましては、今後、防災士の具体的な役割やその  
効果などについて研究してまいりたいと考えております。

三つ目の防災訓練の再開についての考え方につきましては、昨年度と今年  
度は新型コロナウイルス感染症防止のため中止としたところですが、毎年  
のように全国各地で災害が発生している状況において、防災訓練を実施する  
ことは有意義であり、成果もあることから、できる限り実施していくことが重  
要であると考えており、新型コロナウイルスの感染状況を確認しながら、そ  
の実施方法も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 3点目の国道24号城陽井手木津川バイパスについてありますが、一つ目のバイパスの現在の進捗状況につきましては、令和元年度に国土交通省の直轄事業として新規着手され、これまでの間、本町内では、城陽市境から玉川までの区間の地形測量や地質調査、道路予備設計が実施され、現在、道路詳細設計及び橋梁予備設計に取り組んでいただいているところでもあります。新庁舎に隣接する道の駅及びバイパス本線部分については、新庁舎事業に併せ用地買収を行っていただき、既に完了しているところでもあります。地元に対しては、上井手区を対象に、本年3月にバイパスの道路構造説明会を実施していただいたところであり、現在、道路として確保が必要な用地幅を示す、くいの打設に向けて調整していただいているところでもあります。

二つ目の庁舎に面する部分のバイパスの工事につきましては、令和3年4月に国土交通省が策定された「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」においては、令和4年度に城陽から井手地区で改良工事に着手すると明記されていますが、具体的な着手箇所については示されておりません。一方で、庁舎に面する部分については既に用地取得済みであることから、本町としましては、当該区間について、早期に工事着手していただくよう要望してまいりたいと考えております。

三つ目のバイパスの完成時期については、本町としましては、令和5年度の新名神高速道路全線開通の効果が一日も早く享受できるよう、早期の完成を要望しているところではありますが、現在のところ、国からは明確な完成時期は示されておりません。

四つ目のバイパスにつながる町道整備の現在の進捗状況につきましては、国道バイパスと市街地をアクセスする道路として町内全体で6か所を計画しており、国土交通省で進められているバイパスの道路設計作業に併せ検討、調整を進めているところでもあります。現在、多賀地区の町道12号線及び町道34号線において測量、設計作業を行っており、今後、新国道バイパスの進捗に併せ、地元や地権者の協力を得ながら、アクセス道路の整備を順次進めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 再質問じゃなくて要望をさせていただきたいと思います。

防災訓練の再開についてのところでございますけれども、そこで要望をさせていただきたいと思います。大規模災害時に避難してきた住民が迅速に避難所を開設できるよう、行動指示書や必要な事務用品が入ったファーストミッションボックス、避難所開設キットを各避難所に設置している自治体も徐々に増えてきているということを聞いております。同キットに入っている行動指示書には、避難所の開設や運営などの知識や経験のない人でも運営協議会本部の設置や衛生管理、居住スペースの区割りなどを落ち着いて進められるよう、やるべきことが順番に記載されており、また、手順を円滑に進めるために必要な紙や筆記用具などの事務用品、運営者が一目で分かるゼッケン、メガホンなども一緒に入っているようなものでございます。

本町においても、先進地のこのような事例を研究していただきまして、防災訓練において、またそのようなキットを使用しての避難所開設訓練など、より実践的な防災訓練を今後実施されますよう要望とさせていただきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。通告に基づきまして、私から2点、質問させていただきます。

1点目は、新庁舎建設後の住民に対する利便性向上のための取組について質問させていただきます。

現在、令和5年3月の完成を目指し、井手町新庁舎等建設事業が進められています。既に発表されている井手町新庁舎等建設基本構想・基本計画の内容を確認しますと、山吹ふれあいセンター併設や道の駅的休憩施設の整備など、新庁舎周辺は将来的に本町の中心として活用されることが期待されています。また、新庁舎整備の基本理念や基本方針の内容を確認しますと、「住民の安全・安心な暮らしを支え、井手町らしい賑わいあふれる庁舎」という基本理念の下、「安全性、利便性、経済性、井手町らしさ」の4項目にわたり基

本方針が設定されています。その中でも、特に住民の方が注目している内容は、利便性だと考えます。

については、これから建設される新庁舎における住民に対する利便性向上についての取組について質問します。

①窓口でのサービスや相談機能向上のための整備内容は。

②バリアフリーに向けた設備や配置等の対応は。

③住民の利便性向上の観点からの自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）について、本町の考えは。

大きく2番、孤立・孤独問題と対策について質問します。

新型コロナウイルス感染症については、令和元年12月に中国の武漢市で感染者が報告されてから約2年が経過し、現在に至っています。その間、緊急事態宣言の発令や全国規模のワクチン接種、感染症対策としての手洗い、消毒の徹底、各種行事・イベントの中止などの対策を行いながら、感染拡大と感染縮小を繰り返してきました。令和3年11月時点では、第5波とされる感染者の波は抑えられています。海外の事例を見ても、第6波への対応や備えが迫られている状況です。

また、長引くコロナ禍のこの2年間で、企業の倒産や雇い止めから失業する方、授業料が払えず退学してしまった学生、感染症の後遺症や感染不安など、様々なコロナ関連の理由から社会との関係が絶たれ、自宅から出られない、ひきこもりになってしまった事例などが社会問題となっています。

本町でも、地域の祭りや住民交流イベント、学校行事の中止など、住民や生徒の交流が新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に行えなくなり、地域社会が分断してしまう事態となっています。先日の報道では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、孤独・孤立で悩んでいる方の急増が懸念される中、孤独・孤立対策大臣が司令塔となり、その対策に取り組むと内閣官房から発表がありました。

そこで質問します。

①本町において、ひきこもりや不登校の実態数を把握されているか。

②本町において、孤独・孤立対策として、既に何か取り組んでいるか。

③内閣官房の対策発表を受け、本町として新たに対策を行う考えは。

以上、お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新庁舎建設後の住民に対する利便性向上のための取組についてありますが、一つ目の窓口でのサービスや相談機能向上のための整備内容につきましては、まず、地域住民の方が各種申請等のために来庁された場合、現庁舎の窓口では、窓口の構造上、立位のみでの対応しかできませんでした。新庁舎では、椅子に座って各種申請等ができる窓口やプライバシーを確保したブースなども新たに設ける計画としております。また、新庁舎建設検討会議や各種団体などから多く要望のあったキッズスペースや授乳室の設置なども計画するとともに、相談内容により別室での対応ができるよう、相談室を複数設ける計画としており、全ての方々に利用しやすい庁舎となるよう計画をしております。

2点目のバリアフリーに向けた設備や配置等の対応につきましては、まず、新庁舎南側の入り口の最も近い場所に屋根つきの身障用駐車場を2区画設けるとともに、車椅子を利用される方の移動も考慮し、ロビーの幅を広く確保したり、上層階への移動も十分に行えるよう大型のエレベーターを設置するなど、誰もが利用しやすい庁舎となるよう、京都府福祉のまちづくり条例に則した計画を進めております。

2点目の孤立・孤独問題と対策についてであります。一つ目の本町のひきこもりや不登校者の実態数の把握につきましては、まず、本町の小・中学校に在籍する児童・生徒で不登校として京都府教育委員会に報告している数は、小学校で3名、中学校で7名であります。なお、ひきこもりの実数については把握しておりません。

2点目の本町での孤独・孤立対策についての取組につきましては、人権交流センターや子育て支援センター、地域包括支援センターなどで相談業務を行っているところであります。

三つ目の内閣官房の対策発表を受け、本町として新たに対策を行う考えにつきましては、国においては、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、孤独・孤立対策担当室が設置されたところであります。孤独・孤立に至る背景や当事者が置かれている状況は

多岐にわたり、その感じ方や捉え方は人によって多様であることから、国においても、先月に孤独・孤立対策有識者会議が設置されるとともに、「子育て」や「生活困窮」等の様々なテーマでの孤独・孤立に関するフォーラムを全10回開催しながら意見を伺い、今月中下旬に具体的な支援策が明示された重点計画が決定されると伺っており、その内容について、十分研究してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 1点目の三つ目の自治体DXについての本町の考えにつきましては、国は「自治体DX推進計画」において、地方公共団体が担う行政サービスについて、ICT等のデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることを求めています。その主な取組事項として、「マイナンバーカードの普及促進」、「セキュリティ対策の徹底」、「自治体の主要業務に係る情報システムの標準化・共通化」、「自治体の行政手続のオンライン化」等が掲げられており、このうち、「マイナンバーカードの普及促進」につきましては、従来から広報やホームページ等を通じて周知するなど、カードの普及に向けた取組を進めてきたほか、「セキュリティ対策の徹底」につきましても、日々巧妙化するサイバー攻撃等の脅威に対処するため、情報システムの強靱性向上を進めているところであります。「情報システムの標準化・共通化」につきましては、現行の基幹業務システムを開発した京都府自治体情報化推進協議会と連携し、国が定める目標時期であります令和7年度末を目指して取り組んでいるところであります。また、特に住民の利便性向上に直結すると思われる「行政手続のオンライン化」につきましても、国の推進計画において、子育て関連や介護保険関連など31の業務が対象手続として示されておりますが、本町における個々の手続への導入の必要性や有効性等を見極めながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、新庁舎におきましては、情報セキュリティの観点から管理作業等を行う電算室とサーバー本体を収納するサーバー室を分けて設置するとともに、災害などの非常時でも業務や住民サービスが継続できるよう、サーバー室の床を免震構造とし、停電に備えて無停電電源装置や非常用発電設備を導入することとしております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 私の方からは質問じゃなく、要望として2点お伝えしたいと思います。

まず1点目は、一つ目の質問の自治体DXにつきまして、令和3年9月にデジタル庁も発足し、これからの自治体はさらなるデジタル活用が迫られると思います。行政サービスにつきましては、先ほど答弁がありましたように、デジタル技術やデータの活用、AI等の活用により業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが可能だと考えます。この問題は業務改善、機構改善にもつながるものではないかと考えます。本町としましても、自治体DXに積極的に取り組んでいただきますよう要望しておきます。

2点目につきまして、孤独・孤立問題につきましては、性別、年代、環境、当事者、関係者など様々なケースが複合的に絡まり合ってしまい、対応や取組というのは多種多様な状況となって、とてもデリケートな問題です。しかし、基本的な考えは、どんな環境や状況にあっても、誰もが1人ではないと思える社会をつくるのが大切だと思います。今後も本町が築いてきた地域力を活用しながら、孤独・孤立対策をさらに進めていただきますように要望しておきます。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。3点について質問を行います。

1点目、新型コロナウイルスの感染予防対策についてです。

3回目のワクチン接種について、詳細を伺います。集団接種か個別接種か、接種券の送付日、接種順はどうなるか。接種開始日と期限はいつなのか。2回目接種後に転出入した人の接種はどのように扱われるのでしょうか。

予約方法は、はがきのみか、電話やネット予約も可能か。1回目の際は、申し込んでから1か月以上も何の連絡もないというような例があり、不安を招きました。はがきによる場合でも、インフルエンザワクチンとの接種時期

が重なるというような事情もあり、接種日時の希望を聞くべきではないでしょうか。はがきで申し込むということになると、プライバシー保護シールもきちんと配布するべきではないでしょうか。

海外への渡航や受験など、個別の事情で優先接種を可能にできるのでしょうか。

接種会場について、寒さ対策をどう考えておられますか。

接種会場までの移動が大変な人のために送迎バスの運行が必要ではないでしょうか。送迎バスも利用が難しい障がい者などには個別の対応が必要ですが、ふだん訪問診療を受けておられない人でも訪問で接種が受けられるように援助を求めます。

ワクチン接種証明について、政府から「ワクチン・検査パッケージ」制度の要綱案が示されたり、民間事業者で接種証明を活用する動きがある中で、「接種済証を紛失したがどうしたらよいか」という問合せを聞いております。ホームページには最近、再発行についての記載が出ましたけれども、ほかにも広く周知すべきではありませんか。

栢ノ木遺跡の保存について、2点目、伺います。

役場新庁舎建設に当たって、栢ノ木遺跡中に出土した五重の塔跡と見られる遺物の保存について、これまで「一部見える化して保存検討する」とされてきましたけども、その後、検討によってどのように保存、活用することになって決定したのかどうか。「京都府文化財保護課とも協議が必要」という説明がありましたが、最終的に決定したのか、伺います。大変貴重な遺跡で、町内外の関心も高いものでございます。保存方法については、住民団体からも要望が出されておりましたが、要望者に最終の保存、活用方法について、きちんと説明するべきではありませんか、伺います。

3点目に町立保育所の再編についてです。

本町の三つの町立保育所は、それぞれ保育対象年齢が変則になっておりまして、玉川保育園はゼロ歳から5歳まで、いづみ保育園は1歳から3歳まで、多賀保育園は3歳から5歳までの保育を行っております。そのため、ゼロ歳から5歳まで同じ保育園を利用できる家庭は限られておりまして、保護者からは、「兄弟姉妹が別の保育園になり、2か所への送迎が負担」という苦情を多くお聞きしております。

本町では子育て支援に力を入れており、保育に係る食費負担も軽減してお



りますし、長年要望してきましたゼロ歳児の年度途中の入園も実施されるようになってまいりました。町内に歩いて行ける範囲に3園がある利点を生かして、3園全てでゼロ歳から5歳までの保育を利用できるように整備するお考えはありませんか、伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症予防対策についてであります。3回目のワクチン接種につきましては、集団接種か個別接種か、接種券の発送日、接種順、接種開始日と期限、予約方法、寒さ対策については、先ほど岡田議員にお答えしたとおりです。

なお、2回目接種後に転出した方につきましては、国のシステムでは、転出先の市町村において転入前の接種実績を確認することができませんので、接種券の発行は、全国共通の取扱いとして、1・2回目接種と同様に、接種希望者から住民票のある市町村に申し出ていただくこととなっております。

次に、接種日時希望を聞くべきではないかにつきましては、できるだけ早く接種日時の案内をさせていただいた上で、日程の変更が必要な方については、コールセンターで調整させていただくこととしております。

なお、インフルエンザワクチン接種から新型コロナウイルスワクチン接種までは2週間の間隔が必要ですので、新型コロナワクチン接種を希望される方には、それまでにインフルエンザワクチンの接種を済ませていただくよう周知する予定であり、また、プライバシー保護シールについては、案内に同封する予定であります。

次に、海外への渡航や受験等の個別事情での優先接種については、優先接種ということではなく、8か月経過後、速やかに接種いただけるよう調整してまいりたいと考えております。

会場への送迎につきましては、2回目接種の場所にご案内するものであり、訪問診療等が必要な方については、初回接種と同様に調整してまいりたいと考えております。

なお、接種済証につきましては、申請により再発行ができることを9月からホームページに掲載しております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 2点目の栢ノ木遺跡の保存についてであります。五重の塔の基壇の保存については、この間、京都府文化財保護課と施工や保存方法などについて、複数回にわたり協議をしてきておりまして、協議が整い次第、新庁舎建設検討会議にお示しをしてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 3点目の町立保育所の再編についてありますが、3園全てにおいてゼロ歳児から5歳児までの保育利用ができるように整備する考えにつきましては、町立保育園の利用者数は、少子化等の進展により長期的には減少している中、府内でも、本町の人口規模や居住地等の条件を比較して、自治体直営で3園の規模で運営しているところはありません。しかしながら、保育園は、地域に開かれた社会資源として、また地域の子育て文化や子育てのコミュニティを育む場として、まちづくりにも大きな影響を与える施設でもあることから、令和2年12月の中坊議員、丸山議員への一般質問でお答えをさせていただいたとおり、非常に厳しい運営環境ではありますが、利用者数の減少がさらに進展し、集団で学ぶことによる保育環境が維持できない等、保育の質が担保できない状況とならない限り、現時点においては、一人一人に行き届いた保育サービスを提供するとともに、慣れ親しまれている施設として、そのにぎわいの灯を消すことのないように、現行の形態による運営を継続してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 1点目はワクチンの関係ですけれども、2回目と同じ場所で受けたくないという方については、希望を聞いてもらえるのか。一旦出してしまってから電話でまた調整するのだったら、最初からはがきに備考欄をつくって、個別の要望等を書いてもらう、私、この日は駄目だと。最初のように時間まで指定されるとなかなかそうはいかないというのもある

るわけで、備考欄をつくって要望を書いてもらったらいいいじゃないですか。

夏と違い、この冬場に寒い体育館で、広いところで受けないといけないというのだったら、冷暖房が効いているところで受けたい、暖房のある自然休養村管理センターの方で受けたいという人もあるかもしれません。最初の場所ですと云ったら、どうしても小学校になるわけでしょう。ストーブをたいても寒いですよ。それは最初から暖房の効くところを設置して、そちらを案内するというのも一つの考えじゃないですか。まだちょっと間がありますので、ぜひ検討していただきたい。そういう場所に、もし1か所にするなら、それこそ送迎バスも出しやすいですし、自然休養村管理センターで行事があるときは、いつも町はバスを走らせているじゃないですか。それはやったらいいんじゃないでしょうか。それも要望をいろいろお聞きしています。

それと、今回18歳からということになっているんですが、5歳から16歳までの方についても、国は5歳から考えるというような話もありますけれども、低年齢の方については結局どうなるのか。本町で12歳から受けているわけですよね。そういう人たちは今回、3回目は受けられないということになるのか。

2点目の栢ノ木遺跡の問題ですが、来週、新庁舎建設検討会議をされるわけでしょう。その場である程度のことを示されるんですか。その場でも、まだ府との協議が整っていないから、その点については、保存についてはまだまだ先の話になるということでしょうか。この間、新庁舎建設検討会議で出された資料というのは、議員の代表の方も出られておりますので、情報はお聞きしましたが、のぞき窓的に2か所開けて見せるというようなことの試案が出ていましたけれども、あれでほぼ決まりなのかどうか。あれで何平米ずつの窓になっていたのかをお聞きします。

要望を出されていた団体からは、いつになったら回答というか要望したことについてのお返事を頂けるのかということも聞かれておりますので、必ずお返事すると要望を出されたときに聞いているとおっしゃっていますので、それはお話し合いをしていただきたいと思います。

3点目、保育所の件ですが、2年前の答弁、私自身としては、子どもの数が減っても現在の3園、歩いて行けるところを維持していただけるということで、久々に町長に賛同したいと思ったわけですが、しかし、その地域社会に慣れ親しまれている施設、にぎわいの灯を消すことのないようにというこ

とになりますと、やっぱりその地域の人が要望されていることに応えていかないと、現状のまま、運営方法までずっと同じでやっていくことがにぎわいを消さないことになるのかどうか。やっぱり要望があることにはどんどん応えていかないと駄目だと思うわけです。

現実、保育園、8時半から9時までの間に子どもは来てくださいと園から言われる。多賀地区から2か所に行こうと思うと、いづみに送って行って、また多賀へ送って行って、その30分以内に保育士さんとも会話も必要ですし、間に合わないことが多々ある。朝の忙しい時間に2園に送っていくというは大変だと。さらに、ゼロ歳は今、玉川しかやっていないわけです。ゼロ歳で玉川に入れました。1歳になったら、多賀地区の人はいづみに変わってくださいとほぼ例外なく言われる。そして3歳になったら多賀保育園、もちろん地元が受け入れられるようになりましたからということで、ゼロ歳の子が2回も園を変わらないといけない。ゼロ歳から5歳まで同じ保育園でトータルに見ていただくということができないという現状があります。

そういうことを考えたときに、玉川保育園の近くの方はずっとゼロ歳から5歳まで保育がトータルで受けられるのに、なぜ多賀地区の方はあっち行ったりこっち行ったりしないといけないのか。若い保護者の方が皆さん車に乗られるかという、そういうわけでもないです。電車で通っておられる方もあって、玉川保育園まで電車で通うということを考えておられたら、次、いづみだと言われると、いづみには電車で通うのは大変だというようなこともあるので、それだったら3歳で多賀に入れるまで保育園は置いておこうかというようなこともある。そうすると、結果として保育する子どもの数が減るわけです。

だから、やっぱりゼロ歳から5歳までトータルでどこでも選べますという方が保育を希望される方が増えると思いますし、幼稚園を選ばれる方は家庭の考え方、保護者の考え方があると思いますけれども、幼稚園を選ばれている方になぜ幼稚園を選ばれたのかということをお聞きすると、やっぱり、園のバスがある。多賀地区ですと、府道をずっと通って幼稚園の送迎バスが自分の自宅近くまで迎えに来てくれる。そうすると送迎が大変楽であるというようなこともありまして、幼稚園を選ばれているという方を多数お聞きするわけです。なぜ多賀地区は園バスが利用できないのか。町立保育所にも園バスがあるじゃないかという声もお聞きしているわけです。やはり同じ町内に住

んでいる子どもたちに格差が生じているというのが現状であると思います。

3園を維持していこうと町長がおっしゃったことには私は賛成なんですけれども、それであれば、その3園でさらに拡充していくということも思い切ってやっていただいたら、さらにその決断が生きると思うわけですが、町長、思い切って、この際、対象年齢、多賀保育園でも拡大するようなことはお考えになりませんか。お尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) まず、1点目のワクチンの件についてお答えさせていただきます。ワクチンの申込みにつきましては、初回接種と同様に、住民の方々が安心・安全に、またできる限り迅速に、申込み手続について手間、負担がかからないようにという観点に基づいて、どのような申込み方法がいいのか、対応すべきかということを考えて、現行のような、まず2回目接種で慣れていただいたところにご案内して日時をご指定してするのが一番ご負担もかからず分かりやすい。その上で、コールセンターの方できめ細かく丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。初回接種のときにも、例えば高齢者の方でお返事がなかった方につきましては、電話で連絡を入れさせていただきますまして、何かご不自由があって受けられなかったのかどうかの確認もさせていただきます。そのようなことから、今回も3回目接種が円滑に進むようにというような観点から、手続を進めていきたいと思っております。

また、2点目の12歳からの対応ということでございますけれども、海外の報告等、いろいろな研究、臨床結果の報告を受けて検証がされているところでございますが、ご承知のように、現在国から示されている製剤に係る対応は18歳以上の方を対象にということ、それに基づいて対応を進めているところでございます。今後、製剤の承認等の変化に応じて国の方から新たに示されることはあるかもしれませんが、現行の方針に基づいて対応しているところでございます。

3点目の保育所の件でございますけれども、先ほど担当課長の方から答弁させていただきましたけれども、長期的に少子化等が進む中で、子どもさんの数が減っている中で、本町のように、この人口規模、また居住地域等を勘案して、3園を運営している自治体は府内でも本町だけかと思っております。

ろでございます。そのような中で、特に多賀保育園の3歳児から5歳児までの園児数は、それぞれ合わせまして26名となっております。これは井手地区からの子どもさんも入れてその数で運営しております。これは谷田議員のご提案に基づく議論を進めていきますと、今の保育園の存続が本当にできるのか、非常に厳しい形になるのではないかと考えているところでございます。

この3園の運営については、昨年12月にお答えをさせていただいているとおり、今、全国的に保護者の方が子育てに不安を持っておられるという実態もございますし、地域においてはやはり貴重な社会資源であり、何とか利用者数の減少が保育の質の低下を招かない限りは現行の形態で継続していきたいと考えているところでございます。

結果として、児童の分散的な配置が、1園の少数化によって、そこで提供すべき集団活動等の保育の質の低下につながってもいけませんので、できる限り現行の3園の運営形態を維持して、厳しい運営環境ではありますが、続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 栢ノ木遺跡の保存に関する一部見える化の話でございます。まず、検討会議の中でも申し上げましたけれども、今回、五重の塔が発見された箇所といいますのは、庁舎の建設計画の中で、災害時の支援物資や人材の集積を行ったり避難者への炊き出しや緊急医療等が行える防災広場としての役割がありまして、また、平常時には町内の各種イベント等にも利用していただけるというような重要な位置づけになっているというところでございます。また、その保存をどうやっていくのかということにつきましては、京都府の文化財保護課と協議をずっと重ねてまいりまして、本町の建設計画の中で、庁舎の位置や基礎を含めた構造の変更、それから計画地盤高さの修正をやって、基壇の跡を地中に埋設して保存することが最も適切だという形の判断をされたというところでございます。これらのことから、基壇の見える化を含めた利活用につきましては、範囲それから位置、方法等につきましても、極めて限定的で、かつ技術的な検討が必要ということから、府の文化財保護課の指導の下、今、設計を進めているというところでございます。

そういうものがまとまれば、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、新庁舎建設整備について、これまでからご意見を頂いております新庁舎建設検討会議にご報告、ご説明をしたいと考えているところでございます。先ほどありました、今度の16日の段階でそういう結論が出るのかという話につきましましては、今現在のところはまだ協議中というところでして、16日の検討会議に間に合えば、そういうご報告もできるのかなと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。3回目です。

9番(谷田みさお) 遺跡の問題は、遺跡はやはり移動できない、広場は移動しようと思ったら可能だと。それは遺跡を持っていけないですよ。貴重なものだという事はぜひ認識していただきたい。

保育園ですけれども、まずはニーズの調査をしてもらったらどうか。やっぱりそういう声があるということ、なかなか声なき声ですよ。保育園に通っておられたり、まだ未就園だったりするわけです。そういう皆さんの声、お困り事があるということ、をまず聞いてもらう。本当に3園の維持が大変だというのはよく分かるんです。ただ、そういう要望がありながら、それは無理なんですと切り捨てながらの存続だったら意味があるのかということになりますので、やはりニーズの聴取に努めてほしい。町長、一言何か保育園についてございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 汐見町長。

町長(汐見明男) 声をということでもありますけれども、これまでから子育てグループ、何回も懇談会を開いて、いろんな対策を講じてきています。その一つが、3人目の子どもが保育園児の中であれば無料ということでもありますけれども、これを小学校ぐらいまででも無料にしてほしい。これを井手町では、上の子どもが20歳になるまで無償にするということもしてきました。給食も今、ゼロ歳から給食費を無償にしました。これもそういう声を受けてきていますし、医療費、こういったことも子育てグループとの懇談でやってきている。あるいはチャイルドシートの補助、全て懇談会を開催して取り組んできている。おそらく京都府内の中でも井手町はトップクラスにあるだろう、このように思っております。

今の保育園の問題ですけれども、先ほど参与が申しておりますけれども、きちっとした数は分かりませんが、3歳児で10人、4歳児で10人、5歳児で10人、大体それの前後ありますけれども、それで26名ということですので。ご承知のとおり、国が示している基準、3歳児は20人、4歳児、5歳児はそれぞれ30人、それからしますと、かなり少ないわけです。それだけ効率が悪いということになります。谷田議員が言われているようなことで議論をしますと、以前にも複数の議員から統廃合の話なども出ておりますけれども、効率化の話からしますと、おそらく多賀保育園はなくして、玉川保育園を中心に、1か所に集中をして、そこでゼロ歳児から5歳児まで保育をすればどうか、こういう議論になると思います。私は先ほど答えておりますように、3園は私が町長をやっている間は残していきたい。こういう考え方をしていますので、現体制で運営をしていきたい、このように考えております。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。11時30分まで。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 1番、奥田俊夫です。私の方から、事前通告に従いまして大きく2点、お聞きしたいと思います。

カーブミラーや道路標示について。

ふだん無意識に安全確認のために利用しているカーブミラーが、冷え込みが強いこの季節の朝、しばしば曇ったり凍結して白くなり、何も見えずに危険な思いをすることがあります。横断歩道を渡る歩行者はもちろん、高齢ドライバーや運転に不慣れなドライバーにとっても危険を感じることは少なくはないでしょう。また、通勤・通学の時間帯にあっても、ミラーがいまだ曇っていることも多く、交通量も多い時間でもあるため、大変危険であると思います。ついては、とりわけ児童・生徒の通学路になっている見通しの悪いカーブや交差点においては、何らかの早急な対策が必要であると考えます。

そこで質問です。

①本町には今現在、カーブミラーは何か所設置されていますか。



②そのうち防曇カーブミラーは何か所ありますか。

③今後、一度に全てのカーブミラーの交換を行うことは難しいとは思いますが、最低限、通学路に当たる場所に設置されているカーブミラーだけでも早急に交換をしていく必要があると考えます。町としての意見をお聞かせください。

④道路標示に関しても、町内には多くの箇所が存在しています。いずれも色あせていて非常に見づらいのが現状です。こちらも何らかの対応をする必要があると考えます。町としての見解をお聞かせください。

大きく2点目、公園整備について。

身近な公園は、単なる遊び場や休憩場所としてだけではなく、地域住民のコミュニティの場として人々の生活に安らぎや潤いを与えてくれる重要な空間であります。また、公園にある様々な遊具は、子どもから高齢者まで、身体や運動能力の向上、体力の増進などが望めます。近年では、身近な公園で気軽に適度な運動ができる健康遊具を設置するところが増えてきており、子どもから高齢者まで、ちょっとした時間を利用して、いつでも気軽に個人の体力に合わせた運動ができます。

しかし、近頃では、町内の公園の遊具の老朽化が進み、何か所かロープが張られたり、使用できない状態が続いていることもあってか、町内の公園を利用する人は減ってきているように見受けられます。今後は地域に根差した有意義な公園になるような整備も必要であると思います。

第5次総合計画における公園等の整備の項目では、「自然の緑とあわせ、つくり育てる緑により、やすらぎ空間を創出していくために公園等の適正な管理を推進する」や「親子や三世代で自然を体験できる場として、本町の豊かな自然を活かした公園整備を進める」といった具体的な方針が示されています。

そこで質問です。

①本町内の公園における遊具の点検、管理状況についてお聞かせください。

②現状、遊具の修理、撤去及び更新状況はどのようになっていますか。

③本町内の健康遊具の設置状況はどのようになっていますか。

④今後の町内の公園の具体的な整備計画について、町としての考えをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のカーブミラーや道路標示についてであります。一つ目の本町にカーブミラーは何か所設置されているのかにつきましては、531か所、812枚設置しております。

二つ目の設置しているカーブミラーのうち、防曇カーブミラーは何か所設置されているのかにつきましては、以前にもお答えしたとおり、地形的に山間部に住宅地がある宇治田原町では設置していると伺っておりますが、本町は山間部に位置していないことから、周辺市と同様に防曇カーブミラーは設置しておりません。

三つ目の通学路のカーブミラーだけでも早急に交換することにつきましては、教育委員会や学校と連携しながら、その効果等を踏まえ、設置の有無について検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 四つ目の道路標示につきましては、車両の走行位置や路肩の部分を示す白線、速度抑制などの注意喚起のための文字のほか、通学路を示すグリーンベルトなど、町道には様々な路面標示があります。それら路面標示のうち、公安委員会が設置する横断歩道や停止線などの規制標示以外については、道路管理者で設置、管理を行っており、消えかかっているなど、交通安全上支障があると思われる箇所については、これまでから補修対応しているところでありまして、昨年度は町道51号線などで白線を約570メートル、町道44号線でグリーンベルトを約180メートル補修しております。今後も引き続き、劣化度合いや危険性などを鑑み、補修対応してまいりたいと考えております。

2点目の公園整備についてであります。一つ目の遊具の点検、管理状況につきましては、町内全ての公園の遊具について、これまでから職員による点検を実施してはありますが、点検精度を高めるため、今年度から新たに専門業者による点検を行い、遊具の安全確認を行っているところであり、今後につきましても、継続的に実施していく予定であります。

二つ目の遊具の修理、撤去及び更新状況につきましては、点検により劣化、破損しているものを確認した場合は、使用中止にした上で専門業者による修理を実施しており、今年度も、滑り台の鉄板部分やブランコのつり下げ部分に破損があったことから、現在修理を行っているところであります。また、劣化が進んだ遊具で、かつ利用状況が著しく少ない遊具につきましては、地元区とも相談した上で撤去を行っております。

三つ目の健康遊具の設置状況につきましては、玉川さくら公園に背伸ばしベンチやぶら下がり器具等の健康遊具を設置しており、子どもから高齢者まで幅広い世代にご利用いただいている状況であります。

四つ目の今後の公園の具体的な整備計画につきましては、周辺の環境や日常の利用状況などを踏まえ、検討していきたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1 番（奥田俊夫） 再質問ではございませんが、現在、地域の公園は各地区ごとで掃除をされておりますが、どの地域も高齢者の方が多く、大変であるという声を多く聞いています。今後、それらも含めて検討していただきますよう要望いたしまして、終わらせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽でございます。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

質問事項としましては、新型コロナウイルスの第6波に備えてと、水管橋の管理についてであります。

1 点目の新型コロナウイルスの第6波に備えてでは、コロナ禍で、最近ニュースを見ておりましたら、外国で新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、感染対策の強化のため、この時期恒例のクリスマスマーケットの中止を余儀なくされるところが相次いでいるとあります。また、ある国では新規感染者数が6万人を超える日も出るなど、過去最悪の水準になっているとの報道がありました。

その反面、我が国では、発生以来感染者数が最少の日々が続いており、外

国人の入国を緩和するような動きも出てきておりますが、第5波の拡大によって病院に入れず、家で亡くなった人が多く発生した事実を思えば、他人事ではないと思います。

そこでコロナウイルスの第6波への対策や治療薬の供給に伴う変化について、次のことをお尋ねいたします。

①町として第6波への対策はどのように行っているのか。

②「医療提供体制の強化」、「ワクチン接種の促進」、「治療薬の確保」、「日常生活の回復」の4本柱について、それぞれの町の方針は。

③新型コロナウイルスの重症化を防ぐという抗体カクテル療法の効果と副反応事例の収集は行っているのか。また、京都府内で既に抗体カクテル療法は導入されているのか。

④他自治体のホームページや町ホームページなどで、抗体カクテル療法について広報をされているのか。

⑤公立病院などで新型コロナウイルスの治療薬導入をどのように考えておられるのか。

⑥治療薬が供給された場合、新型コロナウイルス感染症対策全体をどのように見直すのか。

次に、2点目であります。水管橋の管理についてであります。

先々月、ニュースを見ておりましたら、10月3日に和歌山市の紀の川に架かる水管橋と呼ばれる送水用の橋の一部が崩落し、市の北部では、市内の4割近くに当たるおよそ6万戸で断水が続いているというニュースが流れていました。私たちの生活において、蛇口をひねれば当たり前のように出る水、水道水のある生活が今急になくなったらと考ただけでも恐ろしくなってしまう。

このことを本町に置き換えてみますと、私たちの便利な生活を守るため、日々、点検や対策に追われておられる町上下水道課の果たす役割に、常に感謝申し上げたいと思います。

そこで、本町の水管橋の現状や点検方法、水管橋を含む水道の維持更新について、次のことをお尋ねいたします。

①本町に水管橋は何本あり、そのうち何本が設置から40年以上経過しているのか。

②水管橋が壊れた場合に、別のルートを使ってでも住民に水を供給できな

いような危険性のある水管橋はあるのか。

③水管橋を点検する方法や頻度はどうなっているのか。

④水管橋の水道管以外の部分も点検項目に含まれているのか。

⑤水道・水管橋の維持更新計画はあるのか。

⑥水道全体の更新計画に工事費の高騰は反映されているのか。

以上、お尋ねいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルスの第6波に備えてについてであります。一つ目の町として第6波への対策及び二つ目の「医療提供体制の強化」等の4本柱についての町の方針につきましては、国においては、第6波対策として4本の柱を示しているところですが、国や都道府県は、主に「医療提供体制の強化」や「治療薬の確保」を担い、住民に身近な市町村においては、主に「ワクチン接種の促進」や「日常生活の回復」に係る具体的な取組を進めていく役割分担になるものと考えております。

本町といたしましては、感染により入院を必要とする方が確実に入院し、治療薬の投与をはじめ適切な治療を受けられるような府の取組や疫学調査に対して、引き続き府の要請に応じて職員の派遣を行うとともに、府の補完的な対応として、今回補正予算で計上いたしております入院までの間や軽症により自宅療養となる方及び濃厚接触者として自宅待機される方で、親族や知人等からの支援が困難な方に対し、食料等の生活支援物資のお届けや相談対応を行う「新型コロナ感染症自宅療養者等支援事業」を実施したいと考えております。

「ワクチン接種の促進」については、現在2回目接種率は全体で85%となっておりますが、引き続き、希望される方が接種できるよう対応を進めるとともに、初回接種と同様に、追加接種や今後実施の方向が示されている小児へのワクチン接種につきましても、安心・安全に、また迅速に接種できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

「日常生活の回復」としては、感染拡大防止策を進めるとともに、国におけるワクチン接種証明書のデジタル化に合わせ、町においては、国の示すメ

ニューに基づき、適切な発行処理ができるように準備を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の抗体カクテル療法の効果と副反応事例や府内での導入状況及び四つ目の抗体カクテル療法の広報につきましては、2種類の抗体を同時に点滴で投与する抗体カクテル療法は、軽症から中等症で、かつ重症化リスクがある患者を対象に処方するものとして本年7月に特例承認され、府からは、府内においても、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院において既に投与されていると聞いておりますが、副反応に関する具体的な事例についての情報は把握しておりません。

また、医療行為に関する正確な情報等については、国や府において把握し情報提供されるものと考えておりました、現時点で確認できる範囲においては府内の市町村で広報しているところはございませんが、今後、国や府から情報提供、広報等の協力依頼等があれば、適切に対応してまいりたいと考えております。

五つ目の公立病院などで新型コロナウイルスの治療薬導入及び六つ目の治療薬が提供された場合の本町における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、治療方法や薬剤の選択は、各医療機関において受け入れる患者の状況に応じて個別に判断されるものと思われませんが、治療薬は重症化を抑え、症状の回復を促すものであり、感染予防や感染拡大防止に向けた本町の対応については、特に変更することなく、引き続き必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) 二つ目の水管橋の管理についてであります、10月の和歌山市の崩落事故を受け、町内全ての水管橋の緊急点検を行ったところ、緊急に修繕が必要な箇所はありませんでした。

一つ目の水管橋の数量につきましては、町内に25橋ありまして、井手地区に14橋、多賀地区に11橋があります。また、設置から40年以上経過している水管橋につきましては、町内に9橋ありまして、井手地区に6橋、多賀地区に3橋があります。

二つ目の別ルートを使ってでも住民に水を供給できないような危険性のある水管橋はあるかにつきましては、水道管におきましては、一部の管路が破

損した場合においても他の管路から水を供給できるよう、町内を網の目のように設置しているところでもあります。しかしながら、地形的な要因等により迂回路を整備することが困難な場所もありまして、そのような箇所に対する水管橋が町内に13橋ありまして、井手地区に4橋、多賀地区に9橋ありますが、和歌山市で崩落したような独立した構造で長いスパンの箇所はなく、ほとんどが2から5メートルであり、超えるものについても設置後新しいことから、直ちに対応が必要な危険な水管橋はないと考えております。

三つ目の水管橋の点検方法や頻度につきましては、厚生労働省の「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」におきまして、基幹管路等の重要管路に設置された水管橋や塗装等の劣化が進行している水管橋等は2年に1回、それ以外の水管橋については5年に1回、目視等により点検を行うこととされているところでもあります。

四つ目の水道管以外の点検項目につきましては、厚生労働省のガイドラインにおいて、空気弁やリングサポート等の上部工附属設備の漏水、外面塗装の状況、変形の有無や腐食等、橋台や橋脚等の下部工のコンクリートのひび割れ、鉄筋の露出や沈下の有無等が含まれているところでもあります。

五つ目の水道・水管橋の維持更新計画につきましては、平成28年度に策定いたしました「井手町水道事業経営戦略」並びに「井手町多賀地区簡易水道事業経営戦略」において、水管橋も含めた水道施設全体の維持更新計画である投資・財政計画を策定しているところでもあります。

六つ目の水道全体の更新計画における工事費の高騰の反映につきましては、先ほど申し上げました経営戦略において、後年度における更新計画や財政見通しを勘案した投資・財政計画を策定しております。投資・財政計画を作成する上で、前提条件として、更新投資については、耐用年数経過時点で再投資を行うものとして推計し、物価変動等も考慮しております。

以上です。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 3番、谷田利一です。通告書に基づきまして、2点についてお伺いいたします。

1 点目、消防団員の処遇についてです。

まず最初に、消防団員の皆様におかれましては、町民の安心・安全を守るため、日夜活動いただいていることに心より感謝いたしたいと思います。

さて、消防庁では、消防団員数の減少や災害の多発化、激甚化による消防団員への負担の増加を踏まえ、団員数の確保を目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討を重ねた結果、令和3年4月に消防団員の適切な処遇の在り方に関する検討結果が中間報告として取りまとめられ、公表されました。また、この報告を踏まえ、消防庁長官から都道府県知事及び指定都市市長に対し、消防団員の報酬等の基準の策定について、通知が発出されたところです。消防団員の労苦に報いるための処遇改善は、団員の士気向上や家族等の理解、ひいては団員数確保にもつながることと思います。

そこで、次のことについて、本町の考えをお伺いいたします。

①通知には報酬等の具体的な基準が示され、条例についても、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行するとありますが、本町では新年度に向け基準の見直しはあるのでしょうか。

②通知には、団員本人への報酬等の直接支給の徹底や団員個人に支給すべき経費と団・分団の運営に必要な経費とは区別し、各市町において適切に予算措置すべきであるとありますが、今後、通知のとおり、本町では各団・分団への経費と報酬等を区別し、団員個人への報酬等が直接支給されるのでしょうか。

③全国の消防団の現状について、2年連続で1万人以上が減少する危機的な状況となっております。本町においても、各支部は、いわゆる「幽霊団員」を抱えながら、実際活動している団員に直接負担がかかっているのではないかと考えます。今後は、団員数の維持確保にこだわることなく、実質的な団員数の整理が必要ではないでしょうか。

2 点目、行政改革について。

本町では、平成29年3月に、効果的な行政運営を行っていくための「井手町第4次行政改革大綱」が策定され、現在に至っております。町長がこの大綱を基に、「まちの主人公は住民」との認識の下、常に町民との対話を重要視され、日々行政改革に取り組んでおられる姿に議員として敬意を表する次第であります。

さて、昨年からの新型コロナウイルスの影響で、大きく世の中の流れが変



わってしまいました。現在、本町においては、さらなる住民ニーズの多様化や少子高齢化等の社会情勢の変化、地方分権や地方創生の推進、権限移譲など、多くの場面で町独自の責任と判断による意思決定が求められることとなり、また、新規事業の発生等による実施事業の増加、複雑化などによって、各課の間でも業務量の負担や偏りがますます大きくなってきているのが現状だと思われまます。

こうした中、人口減少対策や今後30年以内に発生すると言われていた南海トラフ大地震をはじめとする災害への対応などが本町にとっての喫緊の課題となっており、今後は、「危機管理・災害対応が可能な組織の再編」、「高齢者福祉の充実」、「子育てしやすい環境づくりの推進」、「総合的な地域整備の推進」といった施策の変化に迅速かつ弾力的に取り組むための行政運営が必要と考えます。限られた財源や職員数の中で、新たな行政課題や住民ニーズに的確に対応し、町政の重点施策を積極的に推進するとともに、効率的で質の高い行政サービス、また、住民にとっても分かりやすい組織体制とするため、将来を見据えて、課としての適正な規模や組織としての各課のバランスについての検討も必要だと思ひます。

コロナ禍で大きく社会情勢が変化する中、コロナ感染が落ち着いたらではなく、次の「井手町第5次行政改革大綱」の策定を待たずして組織改革が必要だと思ひますが、近隣市町の情勢を含め、本町の考えをお伺ひいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、2点目の行政改革についてお答えいたします。

私が平成7年8月に町長に就任した当初は、人件費や公債費がピークで、教育や福祉等、住民サービスに使用する財源がほとんどなかったことから、府内市町村の中でいち早く適正な定員管理や給与、組織の見直し、公債費の繰上償還や有利な起債の活用、さらには、ごみ収集運搬の民間委託をはじめ、地域住民や各種団体との対話の下、使用する施設を自らで管理していただくなどの行財政改革に取り組んでまいりました。その結果、平成14年度から平成16年度までの段階補正の見直しや平成16年度から平成18年度まで

の三位一体改革による大幅な交付税削減となった際にも、基金を取り崩すことなく住民サービスを維持することができました。

また、その後もJR奈良線高速化複線化事業や玉水駅の橋上化事業、泉ヶ丘中学校体育館の建て替え、支援学校へのアクセス道路の整備などの大型ハード事業をはじめ、先進的な事業である保育園から中学校までの給食費や18歳までの医療費の無料化、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業、出生児童1人につき10万円を支給する出産応援給付金などのソフト事業にも積極的に取り組むことができました。

現在、本町における住民1人当たりの税収は、京都府内26市町村の中で17番目という低い位置にありながら、様々な事業に取り組む、トップクラスの住民サービスが提供できているのは、国や京都府の力強い支援と、いち早くから行財政改革に取り組んできた成果であると考えております。また、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は府内で1番目に位置し、公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率も2番目に位置するまでとなっております。

本町においては、平成29年度から10年間に取り組むべき項目を記した井手町第4次行政改革大綱を策定し、定員管理と給与の適正化などにも取り組んでいるところでありますが、大規模な自治体では、新たな事務・事業に対し、その都度、新たに担当課等を設ける事例が見受けられますが、本町のような小規模な自治体においては、新型コロナウイルスワクチン接種事務もお分かりのように、担当課等を新たに設けるのではなく、職員が一丸となってチーム体制で取り組んだことが、府内で最も早く集団接種を開始し、適正に実施することができたものと思っております。

したがって、今後も、これまでの行財政改革の経験を生かし、社会情勢の急激な変化に伴う様々な行政課題に的確に対応しながら、引き続き住民サービスの向上のため努力してまいりたい、このように考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 1点目の消防団員の処遇についてであります。一つ目の消防団員の報酬等の基準の見直しにつきましては、これまでから、消防団員の報酬については、綴喜2市2町で協議し、足並みをそろえて見直しをしてきたところであります。なお、今回、国から消防団員の報酬等の基準につ

いての通知があったことから、これまでと同様に、綴喜2市2町において、報酬額の見直しについて協議を進めているところであります。

二つ目の団員個人に報酬等を直接支給するのにかんしましては、以前にもお答えしておりましたが、これまで、年額報酬や出動手当については、各団員から支部に受領するよう委任されておりますので、その趣旨に沿って各支部に支払っているところではありますが、一度、消防団とも十分に協議する時期に来ているのではないかと考えております。

三つ目の団員数につきましては、現在の定数は250名であり、2年に一度の役員改選時に各支部の団員数について点検をしてきております。しかし、現在の定数は合併当時から改正しておらず、その後の社会情勢の変化も踏まえ、検証する時期に来ているのではないかと考えております。

以上です。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 要望としてお願いしておきます。消防団の報酬ですけども、各市町村の12月定例会で既に決定されているというのは、木津川市で決定されたということが昨日、ニュースが入っていました。精華町は近隣に調整するというような、本町と同じような考え方だと思いますけれども、本町も木津川市と同じように綴喜の中でいち早く手を挙げていただいて、進めていただくように要望して終わります。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時30分まで。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時29分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、議案第46号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第46号、井手町国民健康保険

条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数3071の2、第8条、出産育児一時金の規定でありまして、健康保険法施行令等の一部改正に伴う出産育児一時金の金額を改めるものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和4年1月1日から施行する。

2項、経過措置の規定であります。この条例の施行日前に出産した被保険者に係る井手町国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲）　2ページなんですけども、新旧対照表の中の後半部分で確認したいんですが、抜粋しますと、町長が必要があるときには規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算すると書いてありますが、具体的にどういった事例のときに加算されるものなのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　ただいまのご質問でございますが、町長が必要と認めるときというのは規則で定めてございますが、規則の方をこれから改正する予定でございますが、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産された場合につきましては、その規則の加算する額を加算して支給するものでございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今ご説明ありました産科医療補償制度について、ご説明をお願いします。今回、産科医療補償制度の掛金の額が変更になることでこのような改定が行われたと思うんですが、なぜそのように変わるのか。

本町において、産科医療補償制度適用になったような事例というのが過去にあるのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまのご質問でございますが、産科医療補償制度につきましては、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子どもと家族の経済的負担を補償するもので、お産1件ごとに掛金を負担して、補償の対象と認定された子どもに対して補償金が支払われるというものでございます。

井手町においてそういう事例があるのかということでございますが、こちらの件につきましては、井手町の方では分かりかねるということでございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 現行、規則で定めるところで3万円上限とありますけど、実際に幾ら分娩の際に一時金が支払われているのか。40万4,000円に産科医療補償制度の掛金を加えて支給しているわけですね。それは幾らなのか。それは今回変更があるのか、要するに、被保険者の方が受け取る額に変更はあるのかないのか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまの質問でございますが、まず、改正前で申しますと、出産育児一時金として40万4,000円、それに規則で定

める額というのが1万6,000円で、合計42万円。今回改正いたしまして、出産育児一時金が40万8,000円、それから規則で定める額というのが1万2,000円に改正する予定でございますので、合計42万円で、総支給額につきましては変更ございません。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第46号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第47号、令和3年度井手町一般会計補正予算（第5回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第47号、令和3年度井手町一般会計補正予算（第5回）につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億495万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,800万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正の規定でございます。地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表、繰越明許費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額1億1,480万円。8款土木費、5項住宅費、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、2億7,150万円。

次のページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。

議会広報印刷製本業務委託、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額150万円。一般廃棄物収集運搬委託、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額5,200万円。山吹ふれあいセンター建設事業、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額11億円。

次のページをご覧ください。第4表、地方債補正でございます。

起債の目的、2目土木施設整備事業債、今回7,110万円を減額いたしまして、限度額を1億490万円とするものであります。3目消防防災施設等整備事業債、今回500万円を追加し、限度額を2,350万円とするものであります。5目教育施設整備事業債、今回新たに追加するものであります。限度額を7,000万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明を申し上げます。

総括であります。15款国庫支出金、補正前の額5億8,914万1,000円、補正額、1億3,378万3,000円、計7億2,292万4,000円であります。

18款寄附金、補正前の額133万円、補正額95万9,000円、計228万9,000円であります。

19款繰入金、補正前の額12億4,604万9,000円、補正額6,631万3,000円、計13億1,236万2,000円であります。

22 款町債、補正前の額 7 億 7, 590 万円、補正額 390 万円、計 7 億 7, 980 万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 56 億 5, 304 万 7, 000 円、補正額 2 億 495 万 5, 000 円、計 58 億 5, 800 万 2, 000 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2 款総務費、補正前の額 18 億 478 万 6, 000 円、補正額 643 万 1, 000 円、計 18 億 1, 121 万 7, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 595 万 9, 000 円、一般財源の 47 万 2, 000 円であります。

3 款民生費、補正前の額 10 億 8, 273 万円、補正額 4, 386 万 8, 000 円、計 11 億 2, 659 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 4, 335 万円、一般財源の 51 万 8, 000 円あります。

4 款衛生費、補正前の額 3 億 6, 417 万 3, 000 円、補正額 3, 376 万 5, 000 円、計 3 億 9, 793 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3, 293 万 3, 000 円、一般財源の 83 万 2, 000 円あります。

6 款農林水産業費、補正前の額 6, 442 万 2, 000 円、補正額 60 万円、計 6, 502 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 60 万円あります。

8 款土木費、補正前の額 5 億 7, 986 万円、補正額 1 億 1, 500 万円、計 6 億 9, 486 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 5, 750 万円、地方債の 7, 110 万円の減、その他の 1 億 3, 650 万円、一般財源の 790 万円の減であります。

9 款消防費、補正前の額 2 億 4, 343 万 1, 000 円、補正額 500 万円、計 2 億 4, 843 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、地方債の 500 万円あります。

10 款教育費、補正前の額 4 億 5, 287 万 3, 000 円、補正額 29 万 1, 000 円、計 4 億 5, 316 万 4, 000 円、財源内訳といたしまして、地方債の 7, 000 万円、その他の 7, 000 万円の減、一般財源の 29 万 1, 000 円あります。

以上、歳出合計、補正前の額 56 億 5, 304 万 7, 000 円、補正額 2 億 495 万 5, 000 円、計 58 億 5, 800 万 2, 000 円、財源内訳と



いたしまして、国府支出金の1億3,378万3,000円、地方債の390万円、その他の7,245万9,000円、一般財源の518万7,000円の減であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） それでは、令和3年度井手町一般会計補正予算（第5回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページは工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号1、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、事業費1億1,500万円、財源内訳としまして、国府支出金の5,750万円、地方債の7,110万円の減、その他の1億3,650万円、一般財源の790万円の減、事業の概要としまして、建築工事施工管理であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 2点お聞きします。10ページの職員等駐車場整備ですけども、予定されている面積、それから地権者数と駐車台数をお願いします。

それと、12ページの農林水産業費の井手町米生産者応援事業が計上されています。これは当初予算にあった良質米集荷奨励事業とどのような違いがあるのか。生産者を応援していただくのは大変結構なことですけど、お聞きします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 職員駐車場を今検討しておりますが、その面積でございますが、この前、測量もしまして、精査した結果、今回、必要な面積の増加によって増額補正をさせていただく運びとなっておりますが、面積につきましては約1,700平方メートルでございます。それと、駐車台数につま

しては60台程度ということで検討しております。

それと地権者数でございますが、地権者につきましては、現在3名でお持ちの共有名義がありますけれども、それを1件とすれば、地権者の方は2名ということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの井手町米生産者応援事業と良質米集荷奨励事業の違いということですが、今回の補正に予算提案させていただきました井手町米生産者応援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、外食需要の長期低迷により、米の需要が減少し、米価の下落の影響を受けた農業者等を支援するための事業でございます。当初予算に計上させていただいております良質米集荷奨励事業につきましては、農地利用の最適化を図る観点から、耕作放棄地を増やさずに現状の作付け規模を維持して、良質米の生産拡大を進めるための支援事業となっております。

また、良質米集荷奨励事業につきましては一等米を対象とした事業でございますが、今回の米生産者応援事業につきましては、等級は限定せず、令和3年産米の買取り価格が下落している状況により影響を受けた農業者等への助成を行うものでございます。

給付金額につきましては、米生産の応援事業は、JA京都やましろ管内を参考に聞き取りますと、米30キロ1本当たり800円の下落があるということでございますので、その2分の1程度の400円を1本につき助成する予定でございまして、1,500本分の60万円を計上させていただいたところでございます。参考に、良質米の集荷奨励につきましては、一等米1本当たり500円で1,000本分、50万円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

2番(脇本尚憲) 私の方から3点質問させていただきます。

まず1点目は11ページです。子育て世帯臨時給付金につきまして、対象

者、また本日採決されたとして給付時期、そして、来春までに給付予定の5万円のクーポン券につきまして、他の自治体では現金給付を決定した自治体もあると情報がありますが、速やかに、またクーポンよりも経費がかからないということで支給できる現金給付につきまして、本町の考えをお聞きしたいと思います。

あと、その下、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業につきまして、具体的な支援内容についてお尋ねします。

そして最後、12ページの上段、健診情報連携システム等改修と書いていますが、具体的な改修内容と、この改修によって住民サービスがどのような変化があるかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) まず、5万円相当のクーポンの給付につきましてお答えさせていただきます。本町内の地域経済効果等を考えました場合に、クーポンの利用は極めて限定的なものになるということから、現金給付が望ましいと考えておるところでございます。今週火曜日に官房長官の現金給付容認の発言を受けまして、すぐに私どもの方では、本議会におきまして補正予算の追加計上をお願いして、年内に子育て世帯臨時給付金の給付に合わせて現金で支給ができないかということで、府を通して国の方に照会をしているところでございますけれども、現時点ではまだ回答はないところでございます。これまでの報道では、今後国から詳細な要件等が示されるということでございますので、その回答を待ちまして、対応の方を進めていきたいと考えているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 子育て世帯臨時特別給付金の対象者であります。令和3年9月分の児童手当の受給者、特例給付を除く方となっております。それから高校生を養育している方で、児童手当の本則給付相当の受給者またはそれに準ずる方、それから令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当を受給される方となっております。

それから、支給時期につきましては、令和3年9月分の児童手当を受給されている方、それから出生した新生児で、令和3年12月6日までに児童手

当の認定請求をした方については、年内支給の12月24日を予定しております。それから、高校生のみを養育している方につきましては年内に、申請書を発送し、できるだけ速やかに支給できるように事務を進めたいと思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業についてでありますけれども、こちらの方は、新型コロナウイルスの感染症によりまして陽性者となって自宅療養をされる方、あと濃厚接触者として自宅待機をされる方に対しまして食料品等を配送することによって、自宅での療養を支援しようというものでございます。具体的には、陽性者の方に対して、京都府の方が従来からそういう事業をしておりましたので、そちらの方の物品を町が配達することによって早めにお届けする。また、濃厚接触者につきましては、町の方で物品を購入して支援するというものでございます。

それと、健診情報連携システム等改修事業でございますけれども、こちらの方は中身が三つに分かれておりまして、一つは、コロナではなくて新型インフルエンザの方の特措法に基づく住民接種の台帳の健康管理システム整備ができておりませんでしたので、そちらの方をすることによって、今後そういうものが出てきたときに対応できるようにするというものと、あと、健康管理システムを、町の健診結果を国の定めます標準的な形式に対応できるようにシステムを改修するという内容でございます。また、健康管理システムを個人がマイナポータルを通じまして健診情報を閲覧できるようにということで、そちらの方に対応するような内容になっております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山久志議員。

7番(丸山久志) 4ページの債務負担行為補正で、山吹ふれあいセンター建設事業で限度額11億で上げられているんですが、この山吹ふれあいセンターというのは道路にかかるための移転補償で、国から立て替えていただけるとお聞きしていたんですが、債務負担行為を上げるに至って、どういう仕

組みになっているのかお聞きします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 山吹ふれあいセンターの補償金の件でございますけれども、今現在、山吹ふれあいセンターの移転補償に関わる設計等を国土交通省の方でやられておられまして、その金額等が明確になり、契約を結べば、その分については補償金として入ってくる。ただし、ふれあいセンターを撤去した後、全額が入ってくる。事前着工分としては頂けるんですけど、そういう金額になろうかと思っております。

ただし、今回の補償費につきましては、山吹ふれあいセンター自身が経過年数も経ておりますので、全額丸々というわけには多分いかないと思っております。その分につきましては、それ以外につきましては、ある意味こちらの持ち出しになるとは考えております。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 職員駐車場について、先ほど説明がありましたけれども、面積が増えた理由と、測量もしたということですが、地番を教えてください。

それと11ページ、ワクチンの費用の中で備品購入の費用があるのは、何をかうのかお尋ねします。

それと12ページ、町営住宅ですけれども、町営住宅の建設工事費ということで上がっていますが、繰越しの方でも上がっておりますので、結局、多賀地区の町営住宅は、用地購入に幾らかかって設計などに幾らかかって工事費に幾らかかって、総額幾らかかるものなのか。

それから、優先入居といいますか、これまで多賀地区の町営住宅にお住まいだった方が住まうところがなくなると思いますので、そういう方の優先枠というのは何世帯分なのか。既に予定地の隣にあった旧の住宅取壊しがされているわけですけれども、そういう方々については、どういう補償がされているのか。それから、入居可能になるのは、いつ頃なのか。

空き家募集の方法ですけれども、これまで既存の町営住宅の募集の際に、この棟のこの部屋を希望する、第1希望、第2希望とかそういうのなしに、

全体として希望するかどうかということで募集をかけて、応募者について選考委員会が当てはめていくというような方式を取られていたわけですが、そういうやり方は申し込む方の希望がかないにくいと思うのですが、そうではなくて1部屋1部屋希望できるような形で入居募集をすべきではないかと思いますが、今後この住宅について、どういう募集方法をされるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 駐車場の面積が増えた理由とおっしゃっていただきましたが、こちらにつきましては、これまでから農地であったということでございますので、公簿面積のところではいきますと、昔であれば縄伸びなどによく言われましたけれども、実測で測ると大きくなったということと、あぜ道が京都財務事務所等からの回答で民有地であるという回答もありましたので、あぜ道も個人のものになるということで、その辺の面積が増えたところでございます。

なお、地番につきましては、現在のところ、契約までは至っておりませんので、答弁は控えさせていただきたいと考えております。ただ、もちろん地権者の同意の下、測量や立会いをしておりますので、この事業について協力いただけるものと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 新型コロナウイルスワクチン接種事業の備品費でございますけれども、こちらの方は、ワクチンの非常用のバックアップ電源を予定しております。モデルナのワクチンが仮に使わなければならないことを想定してのものということになっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡久) 町営住宅についての問いでございますが、現在まで実施設計等委託費で約1,000万程度、用地費で約4,000万程度を使っております。工事費等々につきましては、現在積算しておりますところでございます。

すので、全体につきましては未確定になっております。

優先入居等々につきまして、今後のお話でございますけれども、現在その辺り検討途中でございます、未確定な部分になっております。

入居はいつかということにつきましてですけれども、現在、建設工事につきましては、債務負担行為も含めまして令和3年、令和4年の2か年にわたって行う予定でございますので、令和4年度中に建築工事ができた後、外構工事等も含めまして、入居の時期を検討してまいりたいと考えております。

先ほど、既に建っておったところが解体されましてということをおっしゃっていただきましたけれども、東北河原の方の建物が6棟ありますが、南側の町道の方から近い側3棟につきましては、これまでから空き家になっておりました。この空き家につきまして、今後の建設工事等々のヤードとして使用していくことも含めまして、先行的に取壊しをさせていただいたという形になっております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 職員駐車場、地番の何番地の何まで別にいいんですけど、どこなんですか。役場庁舎からどっち方面に何メートル離れているぐらい、職員が今でも止めているところ、いろいろありますけど、そこと比べて利便性ってどういうことなのか、どの辺りかが知りたいので、ご説明をお願いしたい。

それと、先ほどのワクチンの備品ですけど、バックアップ電源は1回購入されたのと違いましたか。これは新たにもう一つ必要ということですか。

それから町営住宅の説明で、応募方法、新築の町営住宅が建つなんていうのは何十年かぶりのことですから、希望される方も多く出るのではないかと思うんですけども、どういう形で募集されていくのかをお願いします。先ほど答弁がなかったと思います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 職員駐車場の場所の関係でございますが、先ほども申し上げましたが、現在のところ、契約に至っておらず、相手もおられますので、

答弁については控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) バックアップ電源でございますけれども、前回購入させていただいたのは、今使っておりますファイザーの電源でございます。今度予定しておりますのは、まだ想定ですけれども、モデルナの分が必要になれば、そちらの方のバックアップ電源で、業者によりますと、一つの電源で二つ使うことはできない、新たに必要だということでございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 町営住宅につきまして、大変申し訳ございません。1点だけ、先ほど数字について間違った答弁をしておりましたので、訂正をさせていただきます。委託費用につきましては約4,000万円でございます。

それと、応募の方法等々につきましては、今後検討していこうかと考えておりますので、ご了解を頂きますようよろしくお願いいたします。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第47号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第5回)を採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第48号、令和3年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題とします。



提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第48号、令和3年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,250万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和2年度の国民健康保険特別会計決算剰余金の一部を基金に積み立てる所要額の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。6款繰越金、補正前の額1,000円、補正額1,900万円、計1,900万1,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額9億3,350万4,000円、補正額1,900万円、計9億5,250万4,000円であります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。1款総務費、補正前の額660万7,000円、補正額1,900万円、計2,560万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,900万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額9億3,350万4,000円、補正額1,900万円、計9億5,250万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,900万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 積立金の件ですが、6ページ、1,900万円積み立てる、剰余金の一部という説明でしたが、決算において剰余金は総額で幾らでしたか。それで、そのうち1,900万円だけを積み立てるということにした経過をお願いします。

新型コロナの影響で、受診控えというのが令和2年度については大変著しかったと思うわけですが、今年になりまして、それが徐々に通常の受診状況に戻ってきているのではないかと思うんですが、受診控えのおかげで医療費がかからなくなったというのはいいこととは言えないわけですが、今年の医療費の状況というのは昨年ほどの減少はないのではないかと思うんですが、その辺の見通しはいかがですか。積み立てて大丈夫なのか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） まず、決算剰余金の総額でございますが、3,692万1,532円でございます。1,900万円を積み立てた理由でございますが、決算剰余金、今の3,692万1,532円のうち、地方財政法第7条の規定に基づきまして、2分の1を下回らない金額、それが1,900万円になりますので、その額を基金に積み立てたものでございます。

それからあと、今年の医療費の状況でございますが、現在、療養の給付費と療養費と高額療養費、合計で、10月決定分、7か月分の医療費で前年度と比較しますと、月額平均1人当たり給付費については、昨年よりは増加している状況でございます。昨年度は確かに新型コロナウイルスの受診控えで医療費が減少していたということで、今年度はその受診控えの反動で大幅に増加しているといった状況でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第48号、令和3年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月17日、午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時11分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           西 島 寛 道

署名議員       丸 山 久 志

署名議員       木 村 武 壽